

「ちばエコ農業」推進基本方針

制定	平成14年	3月20日	農振第786号・園816号
改正	平成20年	4月1日	安農第5614号
改正	平成25年	4月1日	安農第905号
改正	平成27年	4月1日	安農第718号

第1 趣旨

農業は本来生命系の循環型産業である。このことを基本にすれば、農業は自然環境に負荷を与えず、化学農薬や化学肥料の多投入で地力が低下した農地を癒し、持続可能な方向に回帰しなければならない。

一方、消費者においては、食品の安全・安心への関心が高まっている。

そこで、減農薬・減化学肥料などによる栽培に取り組む産地の指定と栽培された農産物の認証を併せて行い、生産者と消費者のお互いの顔が見える農業を実現するため、「ちばエコ農業」を推進する。

第2 制度の基本的な考え方

平成6年度から平成12年度までに100集落の指定を行い、土づくりを基本に農薬や化学肥料の使用量をできるだけ減らす「環境にやさしい農業」を推進してきたところである。

この実績に基づき、減農薬・減化学肥料などによる栽培に取り組む産地の「指定制度」と栽培された農産物の「認証制度」を併せて創設し、かつ、一体的に運用する。

1 「ちばエコ農業産地」指定制度

(1) 目的

産地情報の開示による「顔の見える農業」の実現促進及び産地の面的・持続的な確保による「ちばエコ農産物」の安定供給を図るため、「ちばエコ農業産地」を育成する。

(2) 指定基準

構成・面積・統一栽培暦導入・栽培情報公開の各要件を満たすことが必要である。

2 「ちばエコ農産物」認証制度

(1) 目的

「ちばエコ農業産地」などで生産された農産物を、適正に評価・認証し、消費者等はその生産情報を開示することにより、県産農産物の信頼確保とイメージアップを図る。

(2) 認証基準

栽培方法・栽培情報公開・栽培計画承認の各要件を満たすことが必要である。

第3 制度の運営

1 生産者団体等との連携

本制度を実効あるものとするためには、農産物の生産、流通、販売及び

消費に関する各分野における積極的な取組が必要であることから、有力な生産者グループ、各ＪＡ、全農千葉県本部などの生産者組織、卸売市場、小売商組合、量販店、生協などの流通業界及び消費者団体との密接な連携を取りながら推進する。

2 生産者等の意見の反映

「ちばエコ農業」の推進に当たっては、別に定める「環境にやさしい農業」推進会議などにより、生産者その他の関係者及び消費者の意見を把握し、これらを制度の運営等に反映させるよう努める。

3 情報開示システムの構築

栽培履歴の開示請求に即応するシステム及び消費者等の意向を把握するシステムを構築する。

第4 県及び市町村の役割並びに農業者等の取組

1 県の役割

県は、「ちばエコ農業」を推進するため、「ちばエコ農業産地」指定制度及び「ちばエコ農産物」認証制度を創設し、運営する。

2 市町村の役割

市町村は、県との適切な役割分担を踏まえて、市町村の自然的、経済的、社会的諸条件に応じて、「ちばエコ農業」を推進する。

3 農業者等の取組

農業者及び農業関係団体は、「ちばエコ農業」の推進に主体的に取り組むものとする。

4 農業者等の取組に対する支援

県及び市町村は、農業者及び農業関係団体の自主的な取組を支援するものとする。

第5 その他

この基本方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。